

第 6 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成28年6月3日(金)

開会 午後13時30分

閉会 午後15時00分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 20名

4. 欠 席 3名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	欠	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	欠			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	欠			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 3番 井手 憲一郎

22番 中島 徳雄

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	末吉 亜紀		

6. その他出席者

7. 付議事項

議案 第25号	農地法第5条の申請について	(3件)
議案 第26号	農地法第4条の申請について	(1件)
議案 第27号	農地法第3条の申請について	(7件)
議案 第28号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 26件)	
議案 第29号	平成28年度 第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	(842件)

8. 報告事項

報告 第12号	農地法第18条第6項通知の受理について	(6件)
報告 第13号	非農地証明願について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																					
議長	<p>それでは、ただいまより第6回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は3名で、12番田代委員、14番木須委員、18番福田委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は3番 井手憲一郎 委員、22番 中嶋徳雄 委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第25号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第26号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第27号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第28号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td>利用権設定 通年 26件</td> </tr> <tr> <td>議案第29号</td> <td>平成28年度 第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>842件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第12号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>報告第13号</td> <td>非農地証明願について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第25号	農地法第5条の申請について	3件	議案第26号	農地法第4条の申請について	1件	議案第27号	農地法第3条の申請について	7件	議案第28号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 26件	議案第29号	平成28年度 第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	842件	報告第12号	農地法第18条第6項通知の受理について	6件	報告第13号	非農地証明願について	1件
議案第25号	農地法第5条の申請について	3件																				
議案第26号	農地法第4条の申請について	1件																				
議案第27号	農地法第3条の申請について	7件																				
議案第28号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 26件																				
議案第29号	平成28年度 第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	842件																				
報告第12号	農地法第18条第6項通知の受理について	6件																				
報告第13号	非農地証明願について	1件																				
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第25号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																					
事務局	議案第25号 農地法第5条の申請3件について御説明します。																					

議案の1ページ、22番になります。

図面は、案内図が3ページ、字図が4ページ、土地利用計画図が5ページ、断面図が6ページになります。

申請地は、二里町川内地区です。

譲受人が、道路敷地を建設するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の(ア)の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、23番になります。

図面は、案内図が7ページ、字図が8ページ、平面図が9ページ、土地利用計画図が10ページになります。

申請地は、波多津町田代地区です。

譲受人が、車庫を建設するための申請です。

なお、譲受人が既に車庫として利用していたことについて始末書が添付されております。

農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の(ア)の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した

	<p>が該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、24番になります。</p> <p>図面は、案内図が11ページ、字図が12ページ、断面図が13ページ、14ページ、土地利用計画図が15ページ、16ページになります。</p> <p>申請地は、波多津町内野地区です。</p> <p>借受人が、携帯電話無線基地局工事に伴う作業場の一時転用の申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のa、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のb、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものに該当します。</p> <p>議案第25号 農地法第5条の申請3件については以上です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条22番について担当委員から説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>中山間総合整備事業で道路拡張に係って、少し残地が残っております。地主さんがみんな買ってくれないのはいらぬとの事でしたので、ここを平らげて後は市に譲渡したいという事でした。</p>

2番委員	問題はないかと思えます。審議の方宜しくお願ひします。
議長	22番について、御意見、御質問はございませんか。
20番委員	市にあげるとの事でしたが、ただですか。
2番委員	無償譲渡です。工事と一緒に道路を少し広げてから市に譲渡する予定との事でした。
議長	他にございませんか。 <なし> 続きまして、23番について担当委員から説明をお願いします。
17番委員	始末書が添付されている通り、現在、車庫が建てられています。30年ぐらい前に建てられたそうで、今回、この車庫を壊して2階建ての住宅を建設したいという事で調べた結果、名義変更していない、地目も変わっていないという事で今回の申請となりました。現在、車庫が建てておりますが、南の方に市道になって、西が宅地、北・東も里道となっております。板垣を建てるという事でしたので、北側の里道の裏に煎裁畑の地主さんにも確認しましたかと尋ねると、いやしていないとの事だったので、地主を呼んで話をし、了解されました。また、近隣の方の了解を得ております。区長さんの印鑑もありましたので私も了解しております。
議長	23番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、24番について担当委員から説明をお願いします。
15番委員	案内図は11ページになっておりますが、携帯電話の基地局を建てたいという事でしたが、場所は内野の公民館を伊万里・唐津線の畑川内の方に少し登った所になります。電話会社は〇〇です。工事会社は、〇〇〇で私の所に来て説明されました。

15番委員	<p>基地局を建てるのに畑を使用し、車等を置きたいということで、一時転用という事で期間が3ヶ月と聞いております。</p> <p>その後は元に戻すという事でした。</p> <p>すでに、区長さんと生産組合長さんの印鑑はもらってありましたので、周辺地の問題はないか確認した所問題ないとの事でしたので私も許可しております。</p>
議長	24番について、御意見、御質問はございませんか。
20番委員	アンテナを建てる所は農地ですか。
15番委員	田んぼです。
事務局	アンテナが建つ部分については許可不要となっており、許可不要届出が出ております。電柱や基地局は転用が不要となっております。増やしていかないとならないので建てる所に関しては許可がいらないようになっております。今回のケースは資材置き場として利用するので一時転用の申請をして頂いております。
議長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第25号 農地法第5条の申請3件と について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第26号 農地法第4条の申請1件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第26号 農地法第4条の申請1件について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、13番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページになります。</p>

	<p>申請地は、大坪町屋敷野地区です。</p> <p>申請人が、植林するための申請です。</p> <p>なお、申請人が既に植林をしていたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第26号 農地法第4条の申請13番については以上です。</p>
議長	それでは、13番について担当委員から説明をお願いします。
16番委員	昨年度、農地パトロールで回った所になります。地主が水田を作れないので、木を植えていたと。木が植えてあるので申請出しますとの事でした。
議長	13番について、御意見、御質問はございませんか。
3番委員	案内図を見ると、申請地から下は水田みたいですけど、影響はないのですか。
16番委員	水田表記になっていますが、実際は、ここ一帯ほとんど木が植わっています。
議長	他にございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第26号 農地法第4条の申請1件につ

議長	<p>いて承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第 2 7 号農地法第 3 条の申請 7 件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 7 号農地法第 3 条の申請 7 件について説明します。</p> <p>議案は 3 ページになります。</p> <p>4 2 番から 4 8 番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第 3 条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありました。農地法第 3 条の申請については一括審議となっておりますので、議案の 3 ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 2 7 号農地法第 3 条の申請 7 件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第 2 8 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 8 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 2 6 件について、御説明します。議案の 4 ～ 6 ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p>

事務局	<p>今回は借受人が15名、貸付人が26名で、面積は、田が68,707㎡、畑が1,316㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。申出書を7～19ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上26件です。</p>
議長	<p>議案第28号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年26件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
3番委員	<p>86番の〇〇さん、500㎡で20,000円というのは何か別の目的があるのですか。</p>
事務局	<p>確認はしておりません。私記憶では、区の祭田だったと思います。後で確認します。</p>
議長	<p>他にございましたらお願い致します。</p> <p>無いようですので、議案第28号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年26件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第29号「平成28年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第29号「平成28年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」説明を致します。</p> <p>昨年、農業委員さんに現地を見て頂き、その場で農地ではないだろうと、農地として使えないだろうという事で意見を頂いたものがほとんどとなっておりますが、内訳でいうと昨年農地として使えないだろうという筆が879筆ありました。そのうち今年の3</p>

	<p>月に事前通知書を出して非農地にしていいですか、問題がある・意見がある方は申し出て下さいと意見がない方はそのまま非農地にしますという文書を出した所、44筆に関しては意見があったものもありまして、835筆がありました。その期間中に所有者よりここは非農地だからと相談があって事前に申し出を頂いて現地調査をしたもの合わせて842筆の744,742.17㎡、約74haを非農地で上げております。</p> <p>このうち、最近、お話しがあった案件で保留して頂きたいのが7ページの216番につきましては議案に上げておりますが、こちらに関しては削除させて頂いて、841筆の736,210.17㎡につきましては非農地の議決を受けたいと思ひまして提出をしております。</p>
議長	<p>議案第29号「平成28年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」御意見、御質問はありませんか。</p>
7番委員	<p>事前通知をやった方とやっていない方はいるのですか。</p>
事務局	<p>議案の中で事前通知をやった方が835筆、その他に農業委員さんを通じて835筆以外で農地ではない所があると申し出があった筆が7筆、併せて、842筆を議案としてあげております。事前通知は、農地パトロールで農業委員会が農地として復元不可能ではないかと判断した農地所有者等にやっています。</p>
7番委員	<p>今回の議案であげているのが全てですか。今回の議案であげているのをもう少し詳しく説明して欲しい。</p>
事務局	<p>まず、所有者等がはっきり確認できる方に事前通知書を出しまして、その中で非農地ではないと連絡があった筆を除いたもの。つまり非農地として問題ないと連絡があった筆、連絡がなかった筆併せて842筆を議案としてあげております</p>

7番委員	わかりました。
議長	<p>他にございましたらお願い致します。</p> <p>無いようですので、議案第29号「平成28年度第1回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」は議案のとおり決定し、非農地通知書を発出します。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第12号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第12号農地法第18条第6項通知の受理6件について御説明します。</p> <p>議案は20ページ、21ページを御覧ください。</p> <p>27番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方に貸借される予定で利用権設定を上程しております。</p> <p>28～32番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用される計画です。</p> <p>報告第12号については以上6件です。</p>
議長	<p>報告第12号農地法第18条第6項通知の受理6件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、報告第13号非農地証明願について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第13号 非農地証明願1件について御説明します。</p> <p>議案は、22ページの1番になります。図面は、案内図が17ページ、字図が18ページ、土地利用計画図は19ページになります。</p> <p>申請地は大坪町祇園地区です。</p> <p>申請地には、昭和62年に住宅を建築されております。非農地化後、20年以上経過していることが確認できる資料として建築確認および課税台帳で昭和62年新築との確認を行いました。現地調査においても現況宅地であり非農地となっております。</p> <p>報告第13号については以上1件です。</p>
議長	1番について御質問はございませんか。
7番委員	非農地証明願は何に使われるのですか。
事務局	地目変更です。
7番委員	地目変更に証明願がいるのですか。昭和60年に家が建って、宅地になっているんじゃないですか。
事務局	はい、転用の手続きはされていません。以前から非農地証明についての通知文書がありまして、農地外になって20年経った所は公的書類が必要であります。今回は建築確認申請で20年以上前に宅地になっていたと確認できるので、非農地証明書で地目を変えたいとの証明願が提出されました。
7番委員	わかりました。課税はどうなるのですか。
事務局	課税は宅地です。地目は変わらないままとなります。
7番委員	わかりました。

議長	他にないでしょうか。 <なし> これで、第6回の農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>